（革新的技術研究成果活用事業活動）

第四条の三　法第二条第十一項の経済産業省令で定める革新的技術研究成果活用事業活動は、新事業開拓事業者が自ら行った革新的な技術の研究の成果を活用して行う事業活動であって、その実施のために外部からの資金の借入れを受けることが必要なもののうち、その事業の成長発展を図るために多額の資金を必要とするものをいう。

（生産性向上設備等の定義）

第五条　法第二条第十八項の事業の生産性の向上に特に資する設備等として経済産業省令で定めるものは、次の各号のいずれかに該当するものとする。

一・二　［略］

（認定特定創業支援等事業により支援を受けたことの証明）

第七条　法第二条第二十九項第一号若しくは第三号の認定特定創業支援等事業により支援を受けて創業を行おうとする者又は同項第二号に掲げる者のうち当該支援を受けた者は、当該支援を受けたことについて、当該認定特定創業支援等事業が記載された創業支援等事業計画の認定を受けた市町村の長の証明を受けなければならない。

2　［略］

（特定創業支援等事業）

第八条　法第二条第三十一項の特に創業の促進に寄与する事業として経済産業省令で定めるものは、創業者が次の各号に掲げる知識を全て習得できるように支援する事業であって、当該創業者に対して継続的に行われるものとする。

一～四　［略］

（経済産業省令で定める金額）

第九条　法第二条第三十三項の経済産業省令で定める金額は、同項に規定する特定信用状発行契約を締結した金融機関が当該契約に基づき履行した債務に係る遅延損害金に相当する金額をいう。

第一節の二　外部経営資源活用促進投資事業の促進

（外部経営資源活用促進投資事業計画の認定の申請）

第十四条の二　法第十七条の二第一項の規定により外部経営資源活用促進投資事業計画の認定を受けようとする者（投資事業有限

2　法第二十五条第一項の認定の申請又は法第二十六条第一項の変更の認定の申請に係る特別事業再編計画に法第二条第十二項第一号イからヘ（事業又は資産の譲渡を除く。）まで、又は同号チ若しくはヌに掲げる措置が含まれるときは、前項の規定により算出した額から次の各号に掲げる額の合計額を減算することができる。

一　当該措置により取得する株式等（他の会社の株式若しくは持分又は外国法人の株式、持分若しくはこれらに類似するものをいう。）又は譲り受ける事業若しくは資産の代価として支払われる金銭の額

二　手数料その他当該株式等、事業又は資産の取得のために要する費用がある場合には、その費用の額

（特別事業再編における経済産業省令で定める指標）

第四条の三　法第二条第十三項第二号ハの経済産業省令で定める指標は、売上高又は総資産とする。

事業年度の期間を三月ごとに区分した期間をいう。）の直前の四半期会計期間末（当該申請の日において、当該四半期会計期間に係る四半期報告書（金融商品取引法第二十四条の四の七に規定する四半期報告書をいう。）を提出すべき期限が到来していない事業者にあっては、当該四半期会計期間の前四半期会計期間末とすることができる。）とすることができる。）の貸借対照表（当該申請の日において設立の日の属する事業年度の確定申告書を提出すべき期限が到来しておらず当該貸借対照表を用いることができない事業者にあっては、成立時の貸借対照表）に計上されている現金及び預金の帳簿価額から売上債権の帳簿価額（売上債権のうち回収不能の売上債権がある場合にはその帳簿価額を控除した額）及び棚卸資産の帳簿価額（不良在庫がある場合にはその帳簿価額を控除した額）を減算し、仕入債務の帳簿価額を加算した額とする。

［新設］